

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-条例1
処分の種類	都市公園におけるスポーツ施設等の利用の許可の取消等			
根拠法令条例等・条項	長野県都市公園条例第27条第1項第4号、長野県都市公園規則第20条第3項			
処分の概要	スポーツ施設等の利用者が都市公園内における禁止行為を行った場合等における利用の停止及び許可の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】長野県都市公園規則第20条第3項 条例第27条第1項第4号の知事の定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) スポーツ施設等の利用の停止及び許可の取消しについて、次に掲げる場合に行うことができるものとする。</p> <p>ア 利用者が条例第8条又は第9条第1項の規定に違反した場合</p> <p>イ 利用者が利用の許可に付した条件に違反した場合</p> <p>ウ その他利用者がその利用に関し不相当と認められる行為をした場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(条例第8条:禁止行為 → 都市公園の損傷・汚損、竹木伐採、植物採取、土石等堆積、土地形質変更、鳥獣類捕獲・殺傷、指定場所以外でのたき火、立入禁止区域内への立入、車両乗入・駐車、広告物表示・掲出、危険・迷惑行為等)</p> <p>(条例第9条第1項:要許可行為 → 物品販売・頒布、競技会・集会・展示会等の催事、募金・署名運動、ロケーション等)</p>			
基準の制定根拠	長野県都市公園規則第20条第3項			